

## 公立大学法人奈良県立大学利益相反規程

### (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学(以下「法人」という。)の教職員等が、国内外における企業、国もしくは地方公共団体の行政機関またはその他の団体及び他大学等の外部機関(以下、「企業等」という。)との共同研究、技術移転、受託研究等の産学官連携活動を行うことによって生じる利益又は責務相反を防止、解決することを目的とする。

### (対象者)

第2条 この規程の適用対象者(この規程において「教職員等」という。)は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 法人の役員(非常勤を除く)
- (2) 法人が定める就業規則の適用を受ける教職員
- (3) その他、任用にあたって企業等における業務に参加することが承認されている者

### (定義)

第3条 この規程において「利益相反」とは、次の各号に掲げることをいう。

- (1) 教職員等が産学官連携活動を行うことに伴い、企業等から実施料収入、兼業報酬、有価証券その他の利益を得ている場合において、当該利益を得ていることに起因して自己または企業等の利益を優先することによって、当該教職員等の本学における適正な職務の遂行が阻害されること。
- (2) 教職員等が兼業活動等を行うことに伴い、企業等に対して職務遂行責任が生じる場合において、当該企業等に対する職務遂行責任を優先することによって、当該教職員等の本学における適正な職務の遂行が阻害されること。

2 この規程において「利益相反行為」とは、利益相反に該当する状況を当該教職員等自らが生じさせる行為をいう。

### (利益相反の対象)

第4条 利益相反の対象は、教職員等が次の各号に掲げる行為を行う場合とする。

- (1) 法人における職務と、企業等における業務との兼業に関する相反
- (2) 法人と利害関係を有する企業等との技術移転及び売買
- (3) 反社会的団体又は反社会的企業との共同活動
- (4) その他の利益相反に関する事項

(教職員等の責務)

第5条 教職員等は、高い倫理性を保持し、利益相反行為を行ってはならない。

(自己申告書の提出)

第6条 教職員等は、利益相反行為を防止するため、少なくとも毎年度に一回は自己申告書を提出しなければならない。

2 自己申告書の提出について必要な事項は、別に定める。

(規程の履行)

第7条 この規程の履行にあたり必要となる以下の事項については、研究推進委員会に設置した産学官連携の利益相反専門委員会において審議する。

- (1) 第4条各号にかかる審議、判定及び通知
- (2) 利益相反発生時における是正勧告
- (3) 利益相反防止に関する指導及び法的助言
- (4) その他、利益相反に関する重要事項の審議

(情報の公表)

第8条 法人は、利益相反に関する情報を学外に公表することにより、社会に対する説明責任を果たすものとする。

2 前項の公表にあたっては、個人情報の保護に留意するものとする。

(秘密の保持)

第9条 この規程の履行にあたり、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該職務を退いた後も、同様とする。

(事務)

第10条 この規程に基づく事務は、地域創造研究センターで行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、利益相反の管理等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。